解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十三日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

福岡県嘉麻市泉河内八八九番地一

泉河内生産森林組合

代表清算人　品原　勇二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

長崎県佐世保市小舟町三七一番地

農事組合法人小舟地区堆肥生産組合

清算人　田中　敏昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月二日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、平成二十九年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

仙台市青葉区一番町三丁目一一番一号（前田ビル内）

医療法人直仁会

清算人　横山　直道

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年七月十八日開催の臨時社員総会の決議並びに千葉市長の認可により、平成二十九年十二月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

千葉市花見川区幕張町五丁目一四一番地の二

医療法人社団一精会

清算人　中村　精男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十九年十一月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬一二三番地の三

医療法人社団柴原耳鼻咽喉科

清算人　森　早智

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月十五日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月十七日

広島市中区大手町四丁目六番一六号

広島市沼田町伴土地区画整理組合

代表清算人　安田　恭明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市港町一丁目一九番地、最後の住所北海道函館市港町一丁目一九番三号

被相続人　亡　土井　昭義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

北海道函館市新川町二番一六号　道南労働福祉会館二階　はこだて中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市南五条通二二丁目一九七六番地、最後の住所北海道旭川市西神楽南一条一丁目一四〇番地の二五

被相続人　亡　横山　秋雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

北海道雨竜郡雨竜町字満寿三〇番地二七

相続財産管理人　司法書士　木村　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市東一条五丁目一二番地、最後の住所北海道士別市東一条五丁目一二番地

被相続人　亡　千葉　幹彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

北海道士別市西三条九丁目六〇五八番地六二　グラティア二〇二号室

相続財産管理人　野中　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市下斎田町三六一番地、最後の住所群馬県伊勢崎市西久保町二丁目一四二〇番地サービスハウス縁

被相続人　亡　石原　照夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

群馬県太田市新野町八〇〇番地一

相続財産管理人　司法書士　大久保繁明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市千倉町瀬戸二〇〇三番地四、最後の住所千葉県南房総市千倉町瀬戸二〇〇三番地四

被相続人　亡　相川　勝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十七日

事務所千葉県鴨川市横渚一〇六七番地三かめやビル一　三階C号室鴨川ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金澤　佳弘

第36期決算公告

平成30年1月17日　茨城県水戸市南町二丁目４番33号

香陵住販株式会社

代表取締役　薄井　宗明

貸借対照表の要旨　（平成29年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,037,828	流動負債	1,932,431
固定資産	3,806,787	賞与引当金	60,541
		固定負債	3,203,068
		役員退職慰労引当金	138,784
		退職給付引当金	123,526
		株主資本	1,671,415
		資本金	98,800
		利益剰余金	1,572,615
		利益準備金	7,536
		その他利益剰余金	1,565,078
		（うち当期純利益）	(265,109)
		評価・換算差額等	37,700
		有価証券評価差額金	37,700
資産合計	6,844,615	負債・純資産合計	6,844,615

第24期決算公告

平成30年1月17日

東京都港区虎ノ門五丁目13番１号　虎ノ門40MTビル

ＡＯＳテクノロジーズ株式会社

代表取締役社長　佐々木隆仁

貸借対照表の要旨　（平成29年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	789	流動負債	85
固定資産	804	株主資本	1,509
有形固定資産	11	資本金	480
無形固定資産	5	資本剰余金	379
投資その他の資産	788	その他資本剰余金	379
		利益剰余金	796
		その他利益剰余金	796
		（うち当期純利益）	(65)
		自己株式	△145
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	1,593	負債・純資産合計	1,593